保　管　依　頼　書

年　　月　　日

北海道公安委員会　様

次の買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、北海道警察に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、北海道警察が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第（　　）号

住所（所在地）

氏 名（名 称）

電　話　番　号

※　買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。

ご了承下さい。